

必読

暮らしの法律ナビ

No.64

相続の
放棄について

相続の放棄に関する質問がよくあります。少し紛らわしいですが、法律用語で「相続放棄」と「相続分の放棄」は意味が違います。

①相続放棄は最初から相続人ではなかった事になるもので、相続開始を知

った時から3カ月以内に家庭裁判所に申述する手続きです。相続人ではないので、財産も債務も一切承継しません。

②相続分の放棄は民法に特別の規定はありません。相続人が、遺産分割協議において財産の取得をしない場合や、相続持分全部を他の相続人に譲渡するという意味で事実

上使用されている言葉です。期間の制限はありません。ただ、相続分の放棄は取得する財産がゼロであっても、相続人の地位はそのままなので、被相続人の債務（借金等）を負わされる場合があるので注意が必要です。

相続の放棄を考える際は専門家にご相談ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>